

# 画像生成 AI 利用における著作権侵害 — 利用者の関与に着目した依拠の判断 —

木村 のぞみ

近年、画像生成 AI と著作権の問題が議論されており、様々な論点について検討が進められている。本稿では特に画像生成 AI の利用における依拠の判断の在り方についての検討を中心として行ない、画像生成 AI の活用と権利者の利益保護を両立する著作権法の在り方を明らかにすることで、両立した社会の実現の一助となることを目的とする。

画像生成 AI 利用における著作権侵害の依拠の判断について、先行研究では画像生成 AI 開発の際の学習と生成結果にのみ焦点を当てている場合が多い。しかし、利用者が関与していない点からの依拠の判断は、著作権侵害のリスクを過度に恐れさせ、画像生成 AI の活用が困難となる。そのため、独自創作の奨励という依拠の要件の趣旨を鑑みると、被疑侵害著作物が学習済みモデルの中に含まれていることをもって、直ちに依拠を認めることは適当でないと考えられる。加えて、依拠の認定においては、生成過程に利用者による依拠とみなされる行為が存在していることを要するべきではないかと考える。画像生成 AI の学習への利用と画像生成 AI への指示に着目している研究はあるが、指示の部分の検討にとどまり生成過程における利用者の他の行為に関しては検討されていない。

そのため、先行研究では考慮されていなかった利用者の予測可能性という観点から画像を生成する過程における利用者の関与に着目し、「生成する画像に対する創作意図」が重要であると考えた。「生成する画像に対する創作意図」に創作的な表現の再製の意図が存在しているのであれば依拠を認定すべきである。そして、主観的態様である創作的な表現の再製の意図が存在していたのかを客観的に判断する点として①「画像生成 AI および学習済みモデルの選択」、②「画像生成 AI に指示を出すためのプロンプトもしくは画像の入力」、③「LoRA 等の手法を用いた追加学習」の 3 点を検討した。そのうち、②「画像生成 AI に指示を出すためのプロンプトもしくは画像の入力」が最も依拠の推認に影響を及ぼし、①「画像生成 AI および学習済みモデルの選択」と③「LoRA 等の手法を用いた追加学習」は依拠の推認を補助する根拠として機能するという結論に至った。

また、以上のような依拠の判断枠組みのもとで、利用者の予測可能性を確保し、画像生成 AI の活用を促すためには、条文や具体的な事例をもとにどのような行為が合法もしくは違法であるのかということを利用者に分かりやすく示すようなガイドラインを整備することが望まれる。それに加えて、生成した画像を利用することは著作権侵害のリスクがあることを利用者が認識した上で、責任をもって利用する必要があることを示し、画像生成 AI 利用における規範を整えることが、画像生成 AI の活用と権利者の利益保護を両立した社会の実現に重要であると考えた。

(指導教員 村井 麻衣子)